

青森県報

第二千八百二十五号

平成十九年
八月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
- 青森県営林請負取扱規程を廃止する規程……………(林政課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(水産振興課) ……二

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム報) ……三
- 出先機関……………(西北地域) ……三
- 道路の位置の指定……………(県民局) ……三

告 示

青森県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
常盤診療所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田二一の六	平成一九・三・三
山本耳鼻咽喉科医院	五所川原市字雑田三三	一九・五・三

青森県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
常盤診療所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田二一の六	平成一九・四・一
山本耳鼻咽喉科 スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の二 五所川原市字一ツ谷五一六の一 三	一九・七・一
いちい薬局深浦町関店	西津軽郡深浦町大字関字析沢八〇の二二	"
さいとう調剤薬局松原店	弘前市大字松原西二丁目二の一	一九・八・一

青森県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第

二号の規定により告示する。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	永田小児科医院	五所川原市字一ツ谷五四九の七	平成一九・七・六
変更後	永田小児科アレルギー科 内科医院		

青森県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	中野眼科	八戸市大字新井田字横町一の二	平成一九・七・六
変更後		八戸市新井田西三丁目一九	

青森県告示第六百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
	名称		
竹内 侯雄	弘前大学医学部附属病院	眼科（視覚障害）	平成一九・九・一
	所在地		
	弘前市大字本町五三		

青森県告示第六百三十号

青森県営林請負取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林請負取扱規程を廃止する規程

青森県営林請負取扱規程（昭和三十九年六月青森県告示第五百四十六号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成十九年九月一日から施行する。

青森県告示第六百三十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
---------	-----------

加入区 称	今別町西部	発起人の住所及び氏名	東津軽郡今別町大字今別字宮本一〇番地四 小 鹿 秋 男 東津軽郡今別町大字今別字西田二六番地二 阿 部 信 一 東津軽郡今別町大字今別字西田二七番地二 小 鹿 豊 明	期 間	平成十九年八月二十九日から同年九月十日まで	場 所	今別町西部 漁業協同組 合
----------	-------	------------	--	--------	-----------------------	--------	---------------------

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算機等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年六月二十一日

出 先 機 関

- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECリース株式会社
- 六 契約金額
東京都区区芝五丁目二九の一
一億二千六百三十七万八千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十九年五月九日

西北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及びつがる市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月二十九日

西北地域県民局長 神 豊 勝

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
つがる市柏広須藤枝七七の九	四九・四四メートル	六・一〇メートル	平成一九・八・二六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭